

ま え が き

国家公務員の営利企業への就職については、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）による改正前の国家公務員法（以下「改正前の国家公務員法」という。）第103条第2項及び第3項の規定により、職員は、所轄庁の長等の申出により人事院の承認を得た場合を除き、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた国の機関又は特定独立行政法人と密接な関係にある営利企業へは就職してはならないこととされていた。

この制度は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）の施行（平成20年12月31日）に伴い廃止された（注）が、本報告は、同法附則第9条第3項の規定に基づき、平成20年において人事院が行った職員の営利企業への就職についての承認の状況を国会及び内閣に対し報告するものである。

平成20年において、人事院が行った承認の処分（以下「人事院承認分」という。）の件数は、105件（99人）である。このうちの16件（15人）は、職員の専門的な知識経験や能力を活用したいとする営利企業からの要請に応えるため、透明性の高い再就職の仕組みとして設けられている「公正な人材活用システム」による就職について承認をしたものである。また、人事院の承認権限の委任に基づき各府省等において承認し又は人事院の承認があったものとして取り扱った処分（以下「各府省承認分等」という。）の件数は、468件である。

人事院承認分及び各府省承認分等の府省等別件数は、それぞれ次表のとおりであり、各処分ごとの概要は、人事院承認分については第Ⅰ部、各府省承認分等については第Ⅱ部に示すとおりである。

（注）国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）附則第4条の規定により、同法の施行日から3年以内の政令で定める日までの間、営利企業への再就職の暫定的規制として内閣による事前承認制度が設けられている。

本報告の内容は、すべて人事院のホームページ（<http://www.jinji.go.jp/top.htm>）に掲載することとしている。